

国立大学法人名古屋大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、総長が、役員の職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額、又は減額することとしている。なお、職務実績は、国立大学法人評価委員会が行った平成17年度に係る業務評価の結果等に基づく。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員(指定職俸給表)の給与改正を参考に、月例給与を7%引き下げるとともに、期末特別手当(6月期:1.6%→1.625%、12月期:1.7%→1.725%)及び地域手当(10%→11%)を引き上げた。
理事	
理事(非常勤)	
監事	
監事(非常勤)	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 22,803	千円 14,532	千円 6,418	千円 1,598 (地域手当) 255 (通勤手当)		
理事 (6人)	千円 97,853	千円 62,592	千円 27,643	千円 6,885 (地域手当) 313 (通勤手当) 420 (単身赴任手当)	4月1日 3名	3月31日 1名
理事 (非常勤) (1人)	千円 5,097	千円 5,057	千円 0	千円 40 (通勤手当)		
監事 (1人)	千円 13,786	千円 8,736	千円 3,858	千円 960 (地域手当) 232 (通勤手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 2,819	千円 2,774	千円 0	千円 45 (通勤手当)		

注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要
	千円	年	月			
法人の長						該当者なし
理事A	2,964 (58,568)	2 (38)	0 (0)	18.3.31	-	増減なし 職員から引き続き役員となったため、退職手当額は職員退職手当規程を準用して算出することとなるが、役員としての在職期間における業績に応じ、これを増減することができるとしており、総長が役員としての業務に対する貢献度、業務実績等を総合的に勘案した上で、割り増しなしとして決定した。
理事B	2,964	2	0	18.3.31	1.0	役員退職手当規程に基づき、総長が役員としての業務に対する貢献度、業務実績等を総合的に勘案した上で決定した業績勘案率を乗じて決定した。
監事						該当者なし

注：理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中における事業計画の年度計画を考慮しつつ、職種別人員管理を基に当該年度の予算の範囲内で運用している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢の主たる判断指標を毎年度の人事院勧告に求め、国家公務員の給与水準を十分考慮の上、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績に応じて、本給の昇給・昇級及び賞与期(6月・12月)における支給割合の増減を役員会の判断を踏まえて行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下基準日という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給率を決定する。
昇給	従前の本給の号俸を4分割したこと(平成18年4月1日改正)により、勤務成績に基づく様々な昇給区分を定めることが可能となり、きめ細やかな対応ができる。
昇級・降級	[昇級] 勤務成績が良好な職員で、かつ本学の定める昇級基準に達した者は、上位の級に昇級させることができる。 [降級] 勤務成績が良くない場合等、本学の定める降格の事由に該当した場合は、下位の級に降級させることができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- 国家公務員の給与改正を参考に、全本給表の水準を平均4.8%(高位の級・号位は約7%)引き下げるとともに、枠外昇給措置の廃止、採用者の初任給決定の制限解除、新規採用者との均衡を図るため在職者調整を行った。
- 調整手当(10%)を廃止し、地域手当(11%)を新設し、全職員に均等に支給することとした。
- 国家公務員の昇給制度に準拠し、1月1日付けで、勤務成績を反映した昇給を実施した。
- 本給表の水準引下げとの整合性を確保するため本給の調整額を見直すこととし、経過措置として、新本給の調整額が旧本給の調整額に達しない職員は、その差額に相当する額に一定の割合の率を乗じて得た額を平成21年度まで支給することとした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 2,952	歳 43.9	千円 7,904	千円 5,702	千円 118	千円 2,202
事務・技術	人 792	歳 44.1	千円 6,328	千円 4,624	千円 155	千円 1,704
教育職種 (大学教員)	人 1,518	歳 46.6	千円 9,603	千円 6,866	千円 109	千円 2,737
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 449	歳 35.5	千円 5,387	千円 3,969	千円 77	千円 1,418
技能・労務職種	人 11	歳 54.8	千円 6,005	千円 4,404	千円 161	千円 1,601
教育職種 (附属高校教員)	人 33	歳 44.2	千円 7,868	千円 5,748	千円 86	千円 2,120
教育職種 (外国人教師等)	人 3	歳 42.5	千円 9,326	千円 6,567	千円 98	千円 2,759
医療職種 (病院医療技術職員)	人 132	歳 39.7	千円 5,898	千円 4,311	千円 146	千円 1,587
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 54.8	千円 6,736	千円 4,883	千円 122	千円 1,853
指定職種	人 11	歳 56.0	千円 15,523	千円 11,135	千円 94	千円 4,388
任期付職員	人 39	歳 39.0	千円 7,412	千円 6,813	千円 46	千円 599
事務・技術	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人 39	歳 39.0	千円 7,412	千円 6,813	千円 46	千円 599
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円

	人	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	46	41.7	3,583	2,678	167	905
事務・技術	44	41.5	3,461	2,589	172	872
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
技能・労務職種	1					

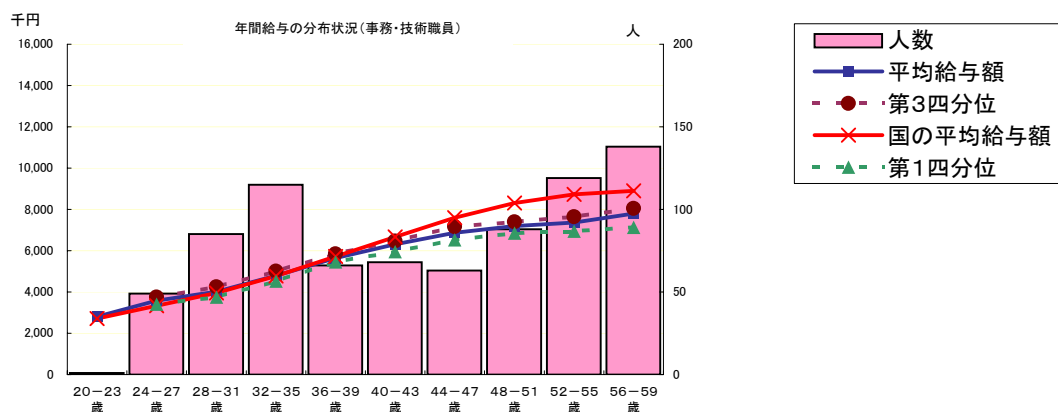
- 注: 1. 在外職員、再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。
2. 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。
3. 「その他医療職種」とは、学内保健施設において医療業務を行う職種を示す。
4. 「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。
5. 非常勤職員の「教育職種(大学教員)」及び「技能・労務職種」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。
6. 「技能・労務職種」とは、機械保守工、機械操作員、守衛、調理師、自動車運転手、営繕手、看護助手を示す。

[年俸制適用者]

	人	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	39	39.0	7,412	6,813	46	599
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	39	39.0	7,412	6,813	46	599
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注: 在外職員、再任用職員、非常勤職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

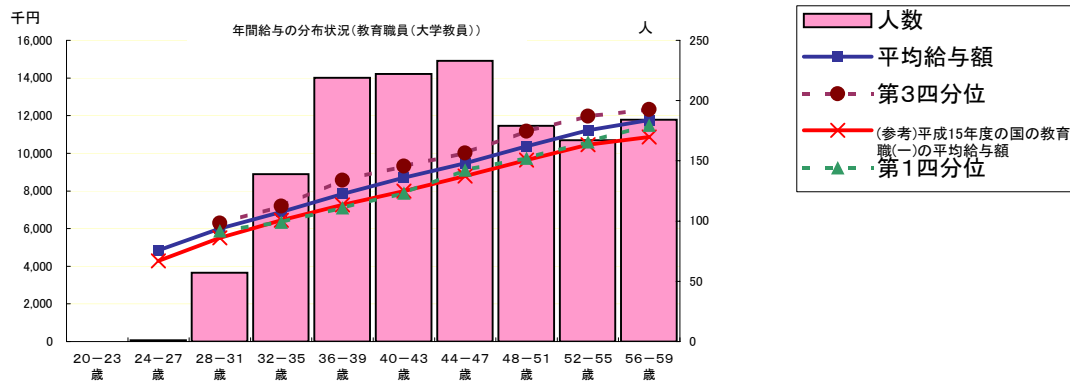


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 2:事務・技術職員の20歳～23歳の年齢階層については、在職人員が2名以下であるので平均額を示す点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	6	55.8	9,342	12,051	10,720	12,051	12,051
課長	38	55.0	8,358	9,498	8,964	9,498	9,498
課長補佐	83	55.2	7,471	7,933	7,704	7,933	7,933
係長	329	48.5	6,383	7,263	6,789	7,263	7,263
主任	141	42.9	5,101	6,521	5,782	6,521	6,521
係員	195	30.2	3,671	4,501	4,082	4,501	4,501

注:「部長」には「次長」を含み、「課長」には「主幹」及び「事務長」を含み、「課長補佐」には専門員を含み、「係長」には専門職員を含む。また、「係員」とは「事務職員」、「技術職員」及び「図書館員」を示す。

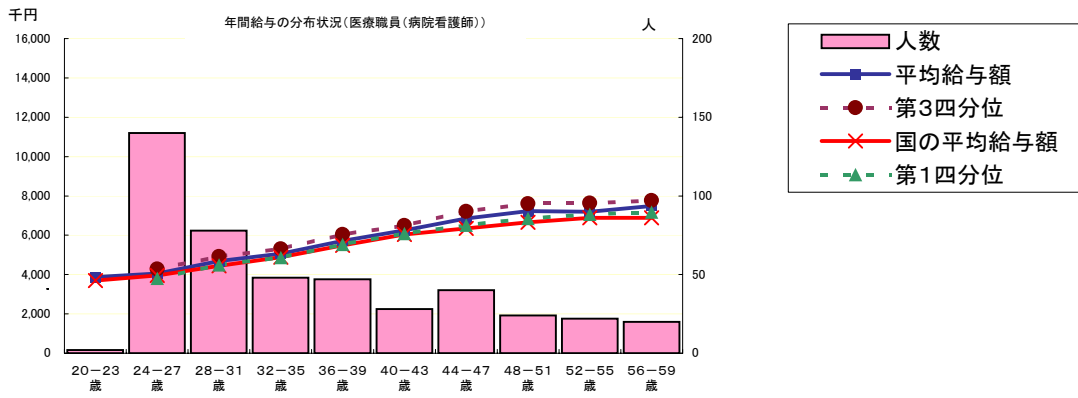


注:教育職員(大学教員)の20歳～23歳の年齢階層については、該当者がいないこと、24歳～27歳の年齢階層については、在職人員が2名以下であるので平均額を示す点を表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1四分位	第3四分位		第1四分位	第3四分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	593	54.3	11,026	12,054	11,518	12,054	12,054
准教授	462	43.6	8,646	9,701	9,121	9,701	9,701
講師	99	42.8	7,895	9,207	8,507	9,207	9,207
助教	350	38.5	6,409	7,510	6,954	7,510	7,510
助手	10	44.2	6,199	7,273	6,598	7,273	7,273
教務職員	4	52.0	-	-	6,611	-	-

注:「教務職員」については、該当者が4名のため、平均給与額のみを記載している。



注:医療職員(病院看護師)の20歳~23歳の年齢階層については、在職人員が2名以下であるので平均額を示す点を表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	千円		千円	第3分位
看護部長	1		—			—	
副看護部長	4	53.0	—		7,955	—	
看護師長	40	48.4	6,788		7,301	7,698	
副看護師長	73	44.1	5,846		6,525	7,199	
看護師	328	31.5	3,990		4,745	5,128	
准看護師	3	55.8	—		5,919	—	

注1:看護部長については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

2:「副看護部長」は該当者が4名、「准看護師」は該当者が3名のため、平均給与額のみを記載している。

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		係員	主任係員	主任係長	係長 課長補佐	課長補佐 課長	課長	部長
人員 (割合)	792 人	59 (7.4%) 人	164 (20.7%) 人	412 (52.0%) 人	88 (11.1%) 人	47 (5.9%) 人	18 (2.3%) 人	1 (0.1%) 人
年齢(最高～最低)		32～23 歳	52～27 歳	59～34 歳	59～41 歳	59～47 歳	59～47 歳	
所定内給与年額(最高～最低)		3,317 ～2,041 千円	4,313 ～2,649 千円	5,730 ～3,301 千円	6,372 ～4,602 千円	6,885 ～5,307 千円	7,719 ～6,026 千円	
年間給与額(最高～最低)		4,416 ～2,811 千円	5,882 ～3,627 千円	7,883 ～4,599 千円	8,486 ～6,354 千円	9,280 ～7,471 千円	10,369 ～8,272 千円	

区分	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長	総長が別に定める職務
人員 (割合)	3 (0.4%) 人	0 (%) 人	0 (%) 人
年齢(最高～最低)	59～41 歳		
所定内給与年額(最高～最低)	8,596 ～7,896 千円		
年間給与額(最高～最低)	12,077 ～11,197 千円		

※7級の部長については、該当者1名のため年齢等は記載しない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授	総長が別に定める職務
人員 (割合)	1,518 人	4 (0.3%) 人	360 (23.7%) 人	104 (6.9%) 人	457 (30.1%) 人	593 (39.1%) 人	0 (%) 人
年齢(最高～最低)		58～43 歳	62～27 歳	57～28 歳	62～31 歳	62～38 歳	
所定内給与年額(最高～最低)		5,048 ～4,649 千円	6,573 ～3,382 千円	7,454 ～3,851 千円	7,832 ～4,303 千円	10,003 ～6,042 千円	
年間給与額(最高～最低)		6,999 ～6,440 千円	8,815 ～4,623 千円	10,575 ～5,352 千円	10,836 ～5,975 千円	14,338 ～8,708 千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	449 人	3 (0.7%) 人	328 (73.1%) 人	73 (16.3%) 人	40 (8.9%) 人	4 (0.9%) 人	1 (0.2%) 人	0 人
年齢(最高～最低)		57～54 歳	58～23 歳	58～30 歳	59～39 歳	58～47 歳		
所定内給与年額(最高～最低)		4,396 ～4,321 千円	5,734 ～2,678 千円	5,754 ～3,564 千円	5,685 ～4,400 千円	6,324 ～5,097 千円		
年間給与額(最高～最低)		5,973 ～5,889 千円	7,765 ～3,668 千円	7,977 ～4,925 千円	8,032 ～6,108 千円	8,679 ～7,222 千円		

※8級(看護部長)については、該当者1名のため年齢等は記載しない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.4	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.4	% 32.6	% 34.0
	最高～最低	% 46.3～31.9	% 49.6～29.6	% 43.4～30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.5	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.5	% 31.5	% 32.9
	最高～最低	% 45.1～31.6	% 41.8～27.9	% 38.6～30.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 67.1	% 65.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.7	% 32.9	% 34.7
	最高～最低	% 47.3～31.5	% 43.1～29.8	% 44.9～31.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.6	% 68.6	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.4	% 31.4	% 32.8
	最高～最低	% 45.1～31.6	% 41.8～29.0	% 42.3～30.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.5	% 72.8	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 41.5	% 27.2	% 33.7
	最高～最低	% 45.1～37.1	% 31.2～24.8	% 34.1～33.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 68.0	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.2	% 32.0	% 33.5
	最高～最低	% 45.1～32.0	% 41.8～29.4	% 39.7～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 91.2

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 105.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 107.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三)) 104.9

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師)) 108.5

注1: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

注2: 教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

(教育職員(大学教員))

対国家公務員(平成15年度の教育職(一))との比較指標

107.9

III 総人件費について

区分	当年度 (平成18年度) 千円	前年度 (平成17年度) 千円	比較増△減		中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減	
			千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	27,694,608	27,471,449	223,159	(0.8)	202,149	(0.7)
退職手当支給額 (B)	3,718,100	2,551,620	1,166,480	(45.7)	873,173	(30.7)
非常勤役職員等給与 (C)	6,824,071	6,102,859	721,212	(11.8)	1,029,713	(17.8)
福利厚生費 (D)	4,131,803	4,038,100	93,703	(2.3)	278,581	(7.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	42,368,582	40,164,028	2,204,554	(5.5)	2,383,616	(6.0)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- 給与、報酬等支給総額が、前年度比0.8%増となった要因
 - ・平成17年度に比して、教員の欠員数が約20名分減少した。
 - ・国家公務員の給与改正を参考に、全本給表の水準を平均4.8%(高位の級・号位は約7%)引き下げるとともに、枠外昇給措置の廃止、採用者の初任給決定の制限解除、新規採用者との均衡を図るため在職者調整を行った。
 - ・調整手当(10%)を廃止し、地域手当(11%)を新設し、全職員に均等に支給することとした。
 - ・国家公務員の昇給制度に準拠し、1月1日付けで、勤務成績を反映した昇給を実施した。
 - ・本給表の水準引下げとの整合性を確保するため本給の調整額を見直すこととし、経過措置として、新本給の調整額が旧本給の調整額に達しない職員は、その差額に相当する額に一定の割合の率を乗じて得た額を平成21年度まで支給することとした。
- 平成17年度に比して、定年退職者等が増加したことに伴い、退職金が増加した。
- 非常勤役職員等給与が、前年度比11.8%増となった要員としては、外部資金による特定有期雇用教員及び医療技術職員並びにパート職員の雇用が増加した。
- 福利厚生費が、前年度比11.8%増となった要員としては、上記特定有期雇用教員等の雇用による。
- 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項
 - 総人件費改革の実行計画を踏まえ、中長期的な人事計画の策定及び適切な人員(人件費)管理を行う。
- 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針
 - 平成21年度までに概ね4%の人件費(常勤役職員の報酬、給与)削減を図るため、本年度から計画的に人員の削減に着手した。
- 人件費削減の取組の進捗状況
 - ・基準年度の「給与、報酬等支給総額」 : 27,471,449千円
 - ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 : 27,694,608千円
 - ・当年度までの人件費削減率 : 0.8%
- その他
 - 新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行うこととした。
 - ・当年度の「給与、報酬等支給総額」 : 27,694,608千円
 - ・平成17年度の「人件費予算相当額」 : 28,637,324千円
 - ・人件費の削減率(対人件費予算相当額) : -3.3%

IV 法人が必要と認める事項

特になし。